

登記所備付地図作成作業に関するお知らせとお願い

旭川地方法務局

旭川地方法務局では、令和5年度と令和6年度の事業として、旭川市旭町、川端町、北門町の各一部の地域（旭川市北星第五地区）において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を新たに作成することとしました。

つきましては、この作業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

[地図作成作業の趣旨等については法務省ホームページもご覧ください。](#)

作業対象地域（赤点線で囲んだ部分）

国土地理院の地理院地図を加工



不動産登記法第14条第1項に定める地図とは

土地の登記簿（登記記録）には、一筆の土地ごとに所在・地番・地目・地積・所有権に関する登記・その他の権利に関する登記が記録されていますが、その土地の実際の位置や区画などは、登記記録では分かりません。

そこで、不動産登記法第14条第1項では、法務局に各土地の筆界（境界）点を測量した精度の高い地図を備え付けることとされています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備付けが十分ではないため、全国の法務局では、毎年計画的に、この不動産登記法第14条第1項に定められた正確な地図の作成作業を実施しています。

所在地	旭川市旭町一	地番	100
地目	住宅地	地積	100.00㎡
権利	所有権	所有者	〇〇株式会社
登記簿	旭川市旭町一	筆界	〇〇株式会社

登記簿（登記記録）

不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている「旭川市北星第五地区」の地図（公図^{注1}）は、大正時代に作成された精度の低いものであり、その上長い年月の経過により、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の筆界や地積が不正確なものがあることから、土地の売買や相続をきっかけに、筆界をめぐるトラブルが生じたり、円滑な土地取引に支障が生じることがあります。

そこで、これらの問題を解決するため、法務局が計画機関となって作業を実施し、一筆ごとの土地の筆界を確認し、精密な測量を行うことによって、現地と一致する精度の高い地図を作成します。

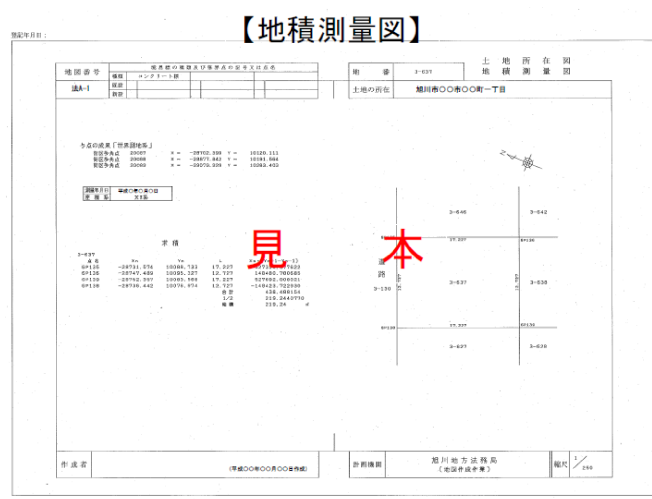
（注1）

いわゆる「公図」とは、不動産登記法第14条第1項地図が備え付けられるまでの間、登記所に備え付けることとされている図面です。「公図」の大部分は、明治時代に作成された旧土地台帳附属図面で、不動産登記法第14条第1項地図と比べて、精度が低い地図となります。

地図作成の効果

地図作成作業が完了し、精度の高い地図が登記所に備え付けられると、次の効果があります。

- ☆ 土地の位置・区画を特定することができるため、土地の筆界をめぐるトラブルを未然に防止することができます。また、道路拡張工事等の公共事業も円滑に実施することができます。
- ☆ 大規模災害などにより境界標識が亡失した場合であっても、復元測量することによって筆界を見出すことができるため、復旧処理が速やかに開始できます。
- ☆ 今回の作業による調査・測量の結果、登記簿の地目や面積に変更が生じる場合は、登記官が職権により地積更正等の登記を行います。この職権による登記に関して、所有者の皆様の費用負担はありません。
- ☆ 作成した地図は、「地図（不動産登記法第14条第1項地図）」として法務局に備え付けます。また、同時に一筆ごとの地積測量図も備え付けます。



地図作成作業の経費

本作業に必要な測量費用は、国が負担します。ただし、一筆地調査の筆界確認のために現地にお越しいただくための交通費等は個人負担となります。

また、確認された筆界に永続性のあるコンクリート杭等の境界標識の埋設を希望される場合の費用は、個人負担となります（金額等は、各作業担当者にお問い合わせください）。

作業期間等

作業期間：令和6年4月から令和7年3月まで

計画機関：旭川地方法務局

作業機関：公益社団法人旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会

お問い合わせ・連絡先

〒078-8502

旭川市宮前1条3丁目3番15号

（旭川合同庁舎西館3階）

旭川地方法務局登記部門地図整備・筆界特定室

電話（0166）38-1173

[旭川地方法務局の案内図はこちらをご覧ください。](#)